

平成30年第3回 経済建設委員会会議録

平成30年9月19日

第2委員会室

開 会：午前9時58分

委 員 長 町野 道明

副委員長 西尾 努

2番委員 中嶋 元則、3番委員 後藤 康司、4番委員 水野 功教、5番委員 柘植 晃

委員長 ; 皆さん、おはようございます。定刻前ではございますが、全員お揃いでございますので、ただ今から平成30年第3回経済建設委員会を開会いたします。本日の会議は、去る8月28日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。それでは、はじめに市長さんからご挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さま、おはようございます。本日は第3回経済建設委員会ということで、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。先週の決算委員会では長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。それから、近況の報告を申し上げますと、9月15日は次米、そして棚田の稲刈りは雨の中行われましたが、それぞれ地域の皆さま方に大変に頑張っていただきまして、無事に終了されたようでございます。そして、16日17日の2日間は市内8カ所で敬老会がございまして回ってまいりました。皆さんお元気そうなお年寄りの方ばかりがご参加されていたということと、地域の皆さまがずっと主催されてらっしゃる、支えてらっしゃるということでございまして、その点についても感謝申し上げますと共に、引き続きの開催をお願い申し上げてまいりました。本日は経済建設委員会ということでございます。議題も沢山ございます。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございました。続きまして副議長さんご挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さん、おはようございます。第3回経済建設委員会、ご苦勞様でございます。今日は8件ということで経済建設としては一番多い議題かと思います。9月議会の一番のメインの太陽光が入っております。条例の制定でございます。慎重審議よろしくをお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございました。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員

長の許可を得て必ずマイクのランプが点灯していることを確認してから、お願いいたします。

委員長 ; はじめに「議第 62 号 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の制定について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4 番委員。

4 番委員 ; 小坂市長になって初めての条例ということで、議会としてもしっかり審議して、それに答えないとならんという意味でお伺いをするわけですが、第 2 条の事業者、設置事業者とありますけども、実際、地域で心配するのは、設置は良いけどその後の運営は誰がやるのか、次から次へと変わっていくという不安があるわけですが、設置事業者だけで運営する会社についても特定すべきではないかと。これについていかがでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; F I T 法の関係で事業認可を受けるわけですが、これが事業者になるわけです。当然のことながら、事業者の方が基本的には管理をしていくわけですが、その時に事業者が変わった場合は必ず国の方に届け出をしないといけなくなっておりますので、その辺り、届け出をしないと F I T 法で違法になりますので、国の方から十分な注意があると思います。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; F I T 法というのは出てこんけども。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; F I T 法は固定価格買取制度のことに対する法律です。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別処置法のことです。これは国の法律です。

委員長 ; 4 番委員。手を挙げてください。

4 番委員 ; その条例についての根拠については、書かないわけ。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 明記はしておりません。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; それで良いと認識しておるわけ。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 第 2 条のところにありますが、第 2 条の括弧 1、太陽光発電施設は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法というのが謳っております

ので、これがいわゆるF I T法のことであります。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 第2 条、同じく地域住民という規定ですが、地域が違って20 メートル以内の境界、武並町のや、長島町のや、久須見もそうやと。境界が20 メートルもないわけやね。それらについてはどのように判断するのか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 太陽光発電設置事項の影響のある範囲を他市の条例、これは古河市のを参考にしたのですが一応20 メートルと判断しました。事業区域を隣接から20 メートル控えてあったとしても、近隣関係者としての説明を義務化するというものですので、この範囲についても検討委員会の中でどのくらいの範囲が影響範囲だということを検討の中で20 メートルとして決定いたしました。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 検討委員会という言葉は。どこに出てきますか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 全協の時にもお話していますが、この検討委員会は恵那市太陽光発電施設検討委員会のことであります。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 第4 条ですけど、地域住民との良好な関係を保つ努力義務というふうにあります、事業完了の義務を住民との良好な関係に限った理由はどうなのか。環境への影響について住民との関係だけであって、環境への関係についてはこの条例ではでてこないように思いますけど。地域住民とはお金の関係で解決して、それでOKとするような心配もあるように思うけど、環境について意識すべきではないかと思うけども、これについてはいかがでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 恵那市の景観条例の方でお答えさせていただきますが、恵那市の景観条例の第15 条の第2 項に、当該届出に係る行為について、景観計画の趣旨に照らし良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずべきことを助言したり、又は指導したり出来ることになっております。ただし、太陽光を景観法とか景観条例で太陽光発電の設置を規制することはなかなか難しいと判断して、景観についての明記がないというのは事実です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 各地からも景観の問題を提起して、いろいろ看板が立ったりしておるわけだけど、

それについての配慮はどこで。景観条例にはせんにしても、ほいじゃあどういった格好でやっていくのか。それを補強する部分。本来は景観でやりたいんやけども、そうは謳えないのでこういうふうにやりますということなんかは、汗をどこまでかいたか。これについてお伺いします。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 景観については主観的な話ですので、なかなかこれを取り締まることは出来ないということで、これも検討委員会の中でかなり議論されたのですが、これを条例の中で反映することが出来なかったというのが事実です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 一定の限界があるという認識の基でここまでたどり着いたというふうに理解をして欲しいということによろしいでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; そういうふうに理解していただければ有難いです。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 第 5 条、規制対象、面積で規定しとるけど、能力、よその町では設備能力なんかも問題にしておるところがあるんだけど、日光市では出力 10 キロワット以上も管理対象にしとるということだけでも、これについては恵那市の場合は能力について対象外にしたのはなぜでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。もう少しマイクに近づけて、お願いします。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 能力につきましては、だいたい 50 キロワットで 800 平米ほどと言われております。恵那市としましては、恵那市の土地開発条例に準じてこの 1,000 平米という面積で適応範囲といたしました。今言ったように、恵那市土地開発条例が 1,000 平米であったことを考慮して、これ以上厳しい基準を来たすということは現状では困難ではないかということで、このことにつきましても先程から何度も出ますが、検討委員会でも問題が出まして 1,000 平米以上のものを対象とするのが順当ではないかということで 1,000 平米以上とさせてもらいました。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 実際地域でも 1,000 平米以下のところが連続してやられたらどうするんだと、笠置町辺りでも出ておるわけですが、これについて、ここではすぐに規制は出来ないけども、こういう格好でそういう対応はしますよというふうな思いというか、行政として紙には書けないけどもというようなものがあれば聞かせて下さい。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 今の土地開発条例もそうですが、例えば 800 平米のものを作ります。これを 3 年以内にまた 800 平米のものを作れば、これは開発条例にあたりますので、これは開発とみなしていきます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; それなりに展開というか、問題が残る部分があるということですね。それから、第 8 条、地域の要望による事前説明会。これは必須か必須でないのか。必ず事前説明会をやらなきゃならんということなのか、一定のところまで頑張ってもらえばいいよとかなのか。そこのところはどんなものでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 8 条の 2 項で地域住民の理解を得るように努めなければならない。ならないです、これは義務化です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 努力をせよ、ということですね。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 義務と思っております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; この問題について、努力をしなきゃならん、必ずやれということですね。今日の会議の議事録でしっかり確認させていただきます。第 10 条、環境への影響を最小限、これは誰が評価するのかどうかお伺いします。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 環境への影響について最小限というのは、これは先ほどの F I T 法の事業認可のところにもありますので、ここを詳しくとなりますと、規則の管理にもなってくるのですが、施行規則の 13 条に書いてあるわけですが、適正な管理というところで規則の 13 条の中に 1. 2. 3 と付けてあります。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 評価は誰が、市が評価するのか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; これについては市です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 附則についてですけど、経過措置の問題。いわゆる、適切な開発事業計画が策定されていない施設の確認はいつ、誰がするのか。これについて、どのようにしてチェックするのか。市民に情報を提供して、こういうものが出来たので皆さんどこかあ

ったら連絡して下さい。というようなことで市民に周知して、それに基づいて行政が出かけていって確認するというようなことなのか。どんなようなことをやるつもりでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 不良点検につきましては、基本的には住民の方の通報をお持ちしております。うちの方としましては、17 条 18 条の指導、公表にあたるわけですが、悪ければ当然、指導していきますし、勧告いたします。それでも言うことを聞いていただけない場合は国の方に通報しまして、国の方からも指導勧告していただくことになっております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 国に言えば国が出ていただけるというふうになるわけですか。

委員長 ; 4 番委員、続けて質疑をお願いします。

4 番委員 ; これを見て、いろいろ限界があるというようなことだと思いますが、実際、住民の皆さんがこの問題について意識して、これについては問題だというふうに声を上げれば、事業者も簡単には無理してはやらないと思うし、太陽光というのは銭もうけになるよというようなことで、いっぱい、いっぱい宣伝しとるけども、実際それを買ってやる人も地域とトラブルが起きたり、地域が了解してないものについては手が出せないと。もっと他にええものはないかということであつとるわけで。そういう意味で、地域の住民が声を上げればそれなりの対応というか、1,000 平米以下でも対応できると思うわけ。情報公開がないと地域も分からない。どのような業者が事前届とかしてきとるのか。それについての案内だとか、お考えはどうでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 事前届がきた段階で、各振興事務所には周知をしておりますので、意見の集約は行っています。自治会までの周知については確認していませんが、振興事務所の判断で実施しておりまして、ほぼ、自治会には伝わっておると認識しております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; よその町では、この太陽光については審議会なんかで継続的に組織をつくってチェックしていくというようなことをやっておるところもあるけども、そのような考えはどうでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 今のところそのような予定はしておりません。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 提案ですけれども、そういうようなことを考えていただくと、今後、地域で心配もされとるんだから、環境を守るためにもいいのではないかと思うので、ひとつ検討をしていただきたい。要望です。

委員長 ; 他に質疑はありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 第 6 条関係の適当でない区域を規則で定めるとなっていて、規則の方の案では、別表が付いて、適当でない区域という言い方をしていますが、これをずっと見てみますと、どう考えても駄目な所もあれば、土石流なんかのいわゆるレッドゾーンとかイエローゾーンとかいろいろあるんですけど、そういうところも含まれてくる場合があるわけですが、この場合に要は適当でないという言い方なので駄目という言い方はしていないので、含まれてくることはあるんです。その場合にどのような対応、或いは指導とか、要は同意、不同意をするにあたってどう判断するのか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; 例えば砂防地区とか地すべり防止区域、これは当然この上の上位法がありますので、砂防地区で何かやる場合は許可になります。当然、許可を得たものについては、うちの方は同意いたします。土砂災害警戒区域のような上位法がほぼ無いようなものですが、それにつきまして、例えばですが山地災害危険区域もそうですが、飯羽のところは山地災害危険区域が入っております。今度の開発は 10 ヘクタール以上になっておりますので、それについては林発の許可がいります。林発の許可が下りればうちの方としては同意せざるを得ないです。ただし、林発の許可がないものとか小さいものについては、あくまでもお願いなのですが、そこは何とか辞めていただけませんかという指導ということになっていくと思います。ただし、この条例が出来たならばこれも従っていただけない場合は、当然、条例に従いなさいよというようにガイドラインに出しております。出ていますので、これも国の方に相談しまして、こういう業者があつて、うちとしてはこういう条例を設けたわけですがなかなか言うことを聞いてくれませんよ、となった場合にはなんらかの指導、勧告があると思っております。

委員長 ; 他に質疑はありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; ひとつだけお伺いいたしますが、この条例は F I T 法からつくられたと思いますが、この 16 条の中に当該設備を撤去し、及び処分することにより、良好な環境を形成し、保全を図らなければならない。ということで、F I T 法にも設備の廃棄ということが載っていて、最終的に審査基準の中に撤去の廃棄について収支計画に於いて廃棄費用が計上されなければならないとなっていますので、そうされると、最終的に撤去

が出来ずに、市が負担せなん場合も出てくると思いますので、この中で計上される廃棄費用を条例の中に市の保証金みたいな形で載せられないかと思うのですが。その辺はどうでしょうか。

委員長 ; 建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; この条例の方には謳ってないですが、資源エネルギー庁から出ているガイドラインがあるのですが、その中で出力 10 キロワット以上の施設の場合、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で事業計画を策定するという事になっていますので、初からこの事業計画内では廃棄分のお金までちゃんと積んでおきなさいよということになっております。当然のことながら、想定されないわけではないのですが、例えばどっか行っちゃうとかいう場合には当然、指導も勧告もしますし、そうでない場合は公表していくと。ただ、そこが限界だと。それでも従わない場合は、今度は産業廃棄物処理法違反に問われると思いますので、この辺りは違う法律の方で取り締まりがあるというふうに考えています。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 62 号 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 62 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 64 号 恵那市分担金等徴収条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; これについては、私が今年の 3 月議会で中野方地域での農地の今後どうするかというようなことのアンケートを取られたというようなことについて一般質問をしたわけですが、それに対して当時の光岡部長は市としてもこのことについては調査しておりますというふうに答弁をされました。その関連からこの条例改正が出てきたのかどうなのか。いわゆる市民アンケートをやっておりますと、いま取りまとめ中ですというふうに答弁をもらっております。取りまとめた結果で条例改正を出された

のか、そこについて伺います。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; 地域へは事業実施の説明、そして実施区域等は詳細にご説明を申し上げて、この間ご意向をお伺いしております。その結果、中野方におきまして農地中間管理機構関連土地改良事業を実施することを確認いたしました。現在のところ恵那市分担金等徴収条例にこの整備事業の分担金の徴収が載っておりませんでしたので、今回実施をする予定ができましたので条例改定に至っております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 私も現地の中野方へ行ってどのような取り組みでやられるのかを聞いたら、地域の農地を守るためにということでアグリアシストというグループの人達が中心になって取り組んでみえるわけですが、私の思いでは一旦ほ場整備したけれどこれでは規模が小さいので、やっぱり大規模化、もう一辺ほ場整備をしないといけないんじゃないかというようなところが対象かと思ったが、まだそこまでいかない谷あいの猪と格闘するような地域も対象にしてやられるということで、本当に元気のある話だなと思ったわけですけど、本当に評価できる話なので。これについては他の地域でも案内というか、またそれなりの反応のあるようなところは、あったら進めないと思いますそのような状況はどうですか。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; 現在、岩村地域におきましてもこの事業を次回に取り組めないかということで話を進めているところでございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; この制度については問題もあって土地の所有者、地権者の了解を取らなくてもやれるというふうなところが非常に問題だと。いわゆる所有権という一番強い権利をこれに対してやればできるよということだけでも、それについての心配はどうですかと中野方で聞いたら、建前はそうになっているけれども地権者が同意しないことには事は進められないのでと、そういうことは配慮してやっていますということだったから。そういうことでやってもらえることが、あとのことを考えていけば地権者も帯同してもらえると。どこか遠くへ行ってしまうていないというところもあるかもしれないけど、精一杯努力してもらってというふうにやるのが大事だと思いますが、そのような考えでやっていただけるでしょうか。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; この事業の実施の条件といたしまして、全ての農地に対して中間管理権を設定する

必要がございます。よって、その時点で事業導入とこの中間管理権の設定において半ば地権者の同意というふうに考えております。当然ながら十分なご理解を頂かないと事業続行ができませんので、その辺は注意して事業を進めていきたいと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 他にありませんのでご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 64 号 恵那市分担金等徴収条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 64 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 65 号 恵那市農業集落排水事業分担金徴収条例及び恵那市特定環境保全公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 65 号 恵那市農業集落排水事業分担金徴収条例及び恵那市特定環境保全公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 65 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 68 号 変更契約の締結について」を議題といたします。本件に対する

質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし。」という者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」という者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 68 号 変更契約の締結について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 68 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 76 号 平成 30 年度恵那市一般会計補正予算（第 2 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 5 ページの基幹交通対策事業費、明知鉄道経営対策費補助金についてですが、説明では 2 名の職員の増員ということで支出が増加したと、あと事業では市民駅として岩村駅の窓口業務を市民団体に委託されたということですけど、この 2 名の方というのは退職に伴う採用なのか増員なのか。増ならば業務内容などが増えたのか、この細かい説明をお願いします。

委員長 ; 商工観光部次長兼観光交流課長。

商工観光部次長兼観光交流課長 ; 運転手 1 名につきましては増員というふうに聞いています。こちらのほうは今運転手が何名かいますが、次に繋いでいくための運転手というような形で聞いています。駅員 1 名の採用につきましては中途でお辞めになる方がいらっしゃるようですので、その方の補充というふうには聞いておりますのでお願いします。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 資料の 7 ページの災害復旧費。現年道路橋りょう災害復旧費ですが、21 号は入っていない分だと思いますが、それでもやっぱり倒木とかそのような格好であったわけですが、沿線にある送電線など、また過去には豪雪もあったんですが、このような面についてどのような対応策というか、いわゆる巡回を増やしたかとか、そのような格好で、北海道みたいなブラックアウトみたいな事態にならんような対応を考えているのか。当然、前の大雪の時に上矢作のほうなどは豪雪で長時間停電したということもあるわけですが、そのようなことについてはどのようにしてそ

れを教訓として自分たちの事業に展開してあるのか、それをお聞かせ下さい。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; この度の補正予算につきましては7月の災害の分でございますので倒木等はなかったということでございますが、今回の台風21号におきましては倒木が98件ぐらいございました。市道につきましては業者の方々にご協力を得て3日ほどで切っていただきました。しかしながら電線に掛かったものについてはどうしてもかまえません。ですので中電さんN T Tさんにその情報をこちらからお願いしますということでお送りさせていただいて、対処できたものに対してはこちらに逐次フィードバックして下さいということでやっております。予防につきましては非常に厳しいところがございます。個人の持ち物の木をどうするかというのがございますので、やはり倒れてしまえば支障となるので切れるということになるんですけど、立っているものというのは個人の財産ですので、本当に倒木というのは非常に生活圏を揺るがすものになりますので、対応については今後も検討はしていきたいと思っております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; その倒木について、例えば県なり国なりはどのような研究や検討はやっているかは、どうでしょうか。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; 今回も県道でいきますと、恵那八百津が非常に大打撃を受けたということで、潮見のほうに行くのにまだ復旧最中です。電柱が倒れるというような被害もありまして、県のほうも同じように電線に掛かったものについては中電さん、もしくはN T Tさんに対応していただくということです。あるいは感電するということがありますので、電気に精通した方でしかできないかなと思っております。対策については例えばまだ分りませんが森林環境税などを活用しながら伐採ができていけばいいのかなというようなこともさしていただきたいなと思っております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; ますます山のほうの手が入らない、一生懸命に頑張っているけども。やっぱりこれは国の政策で対応しないと難しい話だと思いますので、ぜひとも市長のほうも知事も含めて国のほうにしっかり配分配慮するように声を上げていただきたいと思います。お願いしておきます。

委員長 ; 他にご質疑ありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 76 号 平成 30 年度恵那市一般会計補正予算(第 2 号)(歳入歳出所管部分)」
は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 76 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 79 号 平成 30 年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。
(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 79 号 平成 30 年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)」
は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 79 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 80 号 平成 30 年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)」
を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。
(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 80 号 平成 30 年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)」は
原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 80 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 84 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 水道事業会計の補正で建設改良工事費 9,700 万円が上がっていますが、重要給水施設配水管布設替工事費の増とあるわけですが、これが当初予算にあったやつがまた増えたというようなことかと思いますが、それでいいでしょうか。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; そのとおりでございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 水道の話でよく出るのが老朽管の話ですが、老朽管のメンテナンスいわゆるライフラインのメンテナンスに対してはそれなりの地方自治体にとっては重大な事業というか中身になっております、少子化とライフラインの維持管理については大事な話になっているんですが、この老朽管のメンテナンスの計画、これは何次計画というような格好でできているのか。当然あるとは思いますが、その確認をさせて下さい。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 老朽管のメンテナンスということでございますが、老朽管の更新等につきましては恵那市の管路更新計画に基づき配水管の更新それから重要給水施設までの配水管の耐震化等を進めております。もう少し詳しく言いますと老朽管更新事業につきましては、平成 24 年から 31 年の計画を進めておりまして、重要給水施設管路更新事業につきましては 29 年から 39 年までの計画があります。この 2 つの計画が国庫補助でそれを活用して行っていますが、いずれも旧の上水の中の計画ですので今後は旧の簡水を統合した関係もあり、旧の簡水地域につきましては特に有収率の低いところは漏水調査を行って、その後計画的に管の更新等を進めていきたいと思っております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 上下水道課としては重要な管理業務として管理されていると思うのですが、これらについて到達点とかそのようなことについて市民に明らかにするような計画はありませんか。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 到達点といいますか、こういった建設改良工事につきましては水道事業会計の中の収支計画の中で毎年 4 億程度をこれから実施していきたいということでお示しして

いきたいと思っております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 早速、お受けしていただきましてありがとうございます。全体でどうなのかというところも例えば図でもって、ここはこんな段取りでなんかということも出るようになるといいと思いますが、それについて次回の時でも結構ですので教えていただければと思いますがいかがでしょうか。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 恵那市の水道の状況、管の状況等の図面で示して、今後この地域をやっていくという計画をお示ししていきたいと思えます。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 84 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算 (第 1 号)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 84 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題をすべて終了しました。最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」という者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、平成 30 年第 3 回経済建設委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前 10 時 42 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 町 野 道 明